テキスト

（表紙）

あなたの安全のために　労働省婦人少年局　リーフレットNo.40

（１ページ右端）

**婦人の産業災害の実情**

☆一年に２万２千人の婦人が職場で災害をうけています。

　昭和27年には、作業中災害のために111人の婦人が死亡し、12,200人以上の婦人が８日以上仕事を休みました。

☆どの産業部門でどのくらい婦人は災害をうけているでしよう………？

昭和27年災害件数

▼土木事業では……………………………………………………3,356

▼紡績工業では……………………………………………………3,190

▼化学工業では……………………………………………………1,596

▼製材または木製品工業では……………………………………1,580

▼機械器具工業では………………………………………………1,289

▼食料品工業では…………………………………………………1,249

▼貨物取扱業では………………………………………………… 671

▼建設事業では……………………………………………………　607

☆職場での婦人の災害の約64パーセントは作業中自分の行動によつておこつたものです。

☆男子にくらべて婦人に多い災害は……？

①鋸機・研磨盤などの動力で運転する機械によって

婦人は男子より遥かに多くの災害をうけています。

（1ページの両端を合わせたグラフ）

（1ページ左端）

②火災などによる災害も婦人にずっと多く、③ウィンチ・手押車・自転車　④歯車・ベルト⑤貨車・自動車　⑥薬品・有毒ガスによる災害も婦人に多くみられます。

☆婦人は大きな災害をうけています。

　昭和27年中の男子の死傷数は、全男子労働者数の６％におよんでいるのに、婦人の死傷数は、全婦人労働者の１％で、男子よりもずっと低くなっています。それなのに、災害中、休業8日以上を必要とするような大きな災害のしめる割合は、婦人の方がかえってたかくなっています。

　女子の休業8日以上の災害…………女性災害総数の71％

　男子の休業8日以上の災害…………男子災害総数の61%

婦人の命とり災害の番附表

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　死亡率

1. ものの倒壊・飛来によつて………………………………29％
2. 貨車や自動車によつて……………………………………22％
3. 火災などによつて…………………………………………11％
4. 爆発・破裂によつて……………………………………… 9％
5. ウインチ・手押車・自転車などによつて……………… 6％
6. 墜落によつて……………………………………………… 5％
7. 歯車・ベルトなどによつて……………………………… 4％
8. 薬品・有毒ガスなどによつて…………………………… 4％
9. ものの取扱・運搬によつて……………………………… 3％
10. その他の事故（7種目）………………………………… 9％

（2ページ）

**災害から自分をまもりましょう**

安全の十則

１　作業に適した服装をしましょう

２　保護具を着用しましょう

３　作業前に機械工具を点検しましょう

４　危険な状態をみつけたら直ぐに報告いたしましょう

５　正しく安全装置を使いましょう

６　安全の規則や指示に従いましょう

７　仕事に適した工具を使いましょう

８　整理整頓をよくしましょう

９　火災をおこさないよう注意しましょう

10　けがをしたらすこしでも早く救急処置をうけましょう

特に婦人が気をつけること

機械のはたらきを知りましょう。

危険な場所を知りましょう。

協同で仕事をするときは気をあわせて。

状況判断をあやまらないように。

機械の掃除は　とくに気を付けて。

髪かたちをしっかりととのえましょう。

衣服やはきものは必ず安全なものを！

おしえられたとおりに作業しましょう。

わからない仕事　女に禁じられている仕事には決して手をださないように……

仕事をするときは　いつも気持をおちつけて。

ひごろの家庭生活をととのえましょう。

婦人の声を安全委員会に反映させましょう。

**あなたの職場を婦人が安全に働ける職場とするために**

☆婦人や男子の同僚と検討しあいましょう

☆職長や安全管理者にすすんで自分の考えをのべましょう

１．作業のやりかたについて

２．作業施設・職場施設について

３．労働時間や休憩について

４．安全施設について

５．安全管理や安全教育について

６．作業衣・髪かたち・はきものについて

７．母性の保護について

（裏表紙　1ページ左から2番目枠）

法律はあなたの安全をまもっています

労働基準法・労働安全衛生規則・女子年少者労働基準規則などは、作業場の施設や安全管理などについて、いろいろの規定をもうけて、働くひとびとの安全をはかっています。

不幸にも仕事中災害をうけたとき

１．あなたは労働基準法によって、災害の性質や程度におうじてそれぞれ療養補償・休業補
償・障害補償・遺族補償などをうけることができます。

２．あなたの働いている事業場が労働者災害補償保険に加入している場合には、労災保険指定病院または労災病院で療養をうけることができます。

３．仕事中身体障害をうけた婦人は、あたらしい仕事のうでをみにつけるために婦人の職業補導施設を利用することができます。（東京都世田谷区烏山　東京傷痍者訓練所）

……………………………………………

このリーフレットの増刷　転載を

希望される向は　労働省婦人少年局

または各都道府県の婦人少年室に御

連絡ください

1954年5月　労働省婦人少年局

……………………………………………